

# Supporter News

埼玉県の「消費者被害防止サポーター活動推進事業」を埼玉消費者被害をなくす会が受託して取り組んでいます。

## 消費者被害防止サポーター 3月9日(金) H29年度 全体交流会を開催しました！！ ～in With Youさいたま～ (サポーター42名、市町村職員4名 参加)

### 【午前の部】

全体交流会の開催にあたり、埼玉県県民生活部消費生活課から「サポーターのみなさんのますますのご活躍を」とあいさつがありました。埼玉消費者被害をなくす会池本理事長より“消費者被害防止サポーターに期待する“をテーマに「これからのサポーターの将来像としてグループになり、主体的な活動を企画していける地域団体を目指していただきたい。消費者行政はサポーターの主体的な活動を支援し連携をお願いしたい」とお話がありました。



講師 西田公昭氏

立正大学心理学部 対人・社会心理学科教授

(埼玉県版 高齢者の消費者トラブル見守りガイドブック掲載:だまされやすさ心理チェック作成)

### 【午後の部】\*\*\*\*\*

- ・「埼玉消費者被害をなくす会 2017年度報告」見守り推進員
- ・「リレートーク ～地域でのサポーターの取り組み～報告」春日部市、さいたま市、東松山市、加須市、上尾市 (サポーターのみなさん)・熊谷市(市職員)
- ・「サポーター活動をテーマに交流」:近隣地域ごとの7グループで話し合った“いちおし”を発表し共有しました。

**講演**

「だます・だまされる心理」あなたは狙われている！  
詐欺対策のポイント！**さしすせそ**をキーワードに騙されない秘訣を学びました。

- ① (さ) (さ)と 警戒モードに **まりかえる**)
- ② (し) (し)っかり 相手と内容を **確かめる**)
- ③ (す) (す)ぱっと 怪しさに **気づく**)
- ④ (せ) (せ)いいっぱい 誘惑や恐怖に **耐える**)
- ⑤ (そ) (そ)く 誰かに **相談する**) 講演講義資料より



一人で活動することの  
難しさに共感！  
多くの人に知っても  
らうことが大切

行政に働きかけて養成講座を  
開催し仲間を増やしたい



36市町村よりご提供いただいた  
消費者被害防止啓発チラシ・啓発グッズ  
を展示し見ていただきました🌸

# 2018年度(H30年度) 参加でまなび・つながる



☆研修会、交流会をキャッチコピーにしました。

☆近くで学び、サポーター同士交流する！

フォローアップ研修・交流会(年2回 6会場)

☆今の社会の中で起きていることを全体で学び共有する！ 全体研修会(年2回)

☆消費者行政担当者も交えて交流する！

全体交流会(年1回)

サポーターの参加の場は、年間5回あります。フォローアップ研修・交流会は、6会場の中1回参加してくださいね。研修の内容は、毎回変わります。それぞれに参加をお待ちしています。

## ☆年間の予定

2018年 6月～7月	7月	10月	11月	2019年2月
フォローアップ研修・交流会 (地区別) 6会場	全体研修会	全体研修会	フォローアップ研修・交流会 (地区別) 6会場	全体交流会
♡ 同封のご案内をご覧ください ♡				

10月以降の日程は、今後お知らせしていきます🌸

## 2017年度(H29年度)

### 埼玉消費者被害をなくす会 報告

サポーター養成講座/18ヵ所で開催  
受講者は348名(再受講含み) サポーターの登録は269名でした。

2017年度末時点のサポーターは595名です。

\* \* \* \* \*

フォローアップ研修・交流会(地区別) 3回

(4会場) 開催/参加者は157名でした。

全体研修会/2回、全体交流会/1回開催

参加者は82名でした。

\* \* \* \* \*

市町村訪問は、県内63市町のうち55の市町村を訪問させていただきました。延べ回数は61回(複数回の市町あり)です。訪問の際にはサポーター制度の概要をお伝えし、市町村でのサポーターの活用連携のお願いと消費者安全確保地域協議会の設置や運用のお話をしてきました。



埼玉県マスコット  
コバトン  
さいたまっち

## サポーターのみなさんへ お願い

★消費者被害防止サポーター養成講座(12回)

☆福祉見守り担当者講座(6回) 開催します

サポーター活動は福祉との連携が大切です。今年度は、「サポーター養成講座」に加え、地域で高齢者を見守る民生・児童委員や地域福祉サポーターなど福祉担当者を対象とした「福祉見守り担当者講座」を新たに開催します。

2つの講座の開催日程などは、サポーターニュースや研修会の中でお知らせいたします。お友達や自治会等々の所属している組織などに各講座へ参加の声かけをお願いします🌸

発行者: 適格消費者団体 / 特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 理事長 池本誠司

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

Tel/ Fax 048-829-7444

E-mail: nakusukai.10@saitama-k.com

http://saitama-higainakusukai.or.jp/

サポーターニュースは、埼玉県を通じて埼玉県内63市町村の消費者行政担当課と消費生活センターにお届けし、消費者被害防止サポーターと県・市町村社会福祉協議会に郵送しています